

令和4年第12回花巻市教育委員会議定例会 議事録

1. 開催日時

令和4年11月21日(月) 午前10時～10時32分

2. 開催場所

石鳥谷総合支所 大会議室

3. 出席者(6名)

教育長 佐藤 勝

委員 中村 弘樹

委員 役重 眞喜子

委員 衣更着 潤

委員 熊谷 勇夫

委員 中村 祐美子

4. 説明のため出席した職員

教育部長 菅野 圭

教育企画課長 小原 賢史

学校教育課長 及川 仁

こども課長 大川 尚子

文化財課長 鈴木 直明

5. 書記

教育企画課 課長補佐 畠山 英俊

教育企画課 総務企画係 主事 荒木田 美月

6. 議事録

○佐藤教育長

只今から、令和4年第12回花巻市教育委員会議定例会を開会いたします。

会議の日時、令和4年11月21日、午前10時。

会議の場所、石鳥谷総合支所、大会議室。

日程第1、会期の決定であります。本日一日とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

「異議なし」と認め、本日一日と決定いたします。

日程第2、報告事項に入ります。

令和4年第6回花巻市議会臨時会教育関係事項について、事務局から報告をお願いいたします。菅野教育部長。

○菅野教育部長

それでは、11月15日に開催されました令和4年第6回花巻市議会臨時会での教育関係事項について報告いたします。

令和4年度花巻市一般会計補正予算(第8号)について、原案のとおり可決されております。資料No.1をご覧ください。

はじめに、歳入ですが、教育寄附金として市内の2企業から教育振興に活用願いたいとの申し出があり、資料の(ア)、(イ)のとおり、それぞれ7万円、100万円を採納しております。

次に、歳出ですが、今回の補正予算では、主として電力、ガス、食品等物価高騰対策として、価格高騰緊急支援給付金事業や、花巻子育て世帯臨時特別支援金給付事業など、様々な支援事業を追加しておりますが、教育関係でも、資料の(ア)、(イ)の事業を追加しております。

(ア)社会福祉施設等物価高騰対策事業は、物価高騰の影響を受けている高齢者、障がい者、子ども、子育てなどの社会福祉施設等の負担を軽減し、安定的かつ継続的な福祉サービスの提供を確保するため、電気料金の値上げ分について支援金を給付するものです。12月上旬から1月31日までを申請期間として受け付け、4月から申請日直近までの連続した6か月間の電気料金について、昨年度の同期と比較し、その上昇分が支援対象となります。

なお、支援金の上限額につきましては、入所施設が20万円、通所施設が10万円、訪問系事業所が2万円としております。そのうち教育関係では、学童クラブを含む保育所等施設が対象となりますが、1施設につき上限10万円の支給となり、予算上は62施設、計620万円を計上してございます。

(イ)保育施設等物価高騰対策事業は、食料品価格高騰の影響を受けている私立の保育園などの保育施設等に対し、10月から3月(6か月分)の給食費について、10%の値上がりとして算定しておりますが、その値上がり相当を支給するものでございます。

児童1人当たりの月額支援額を、3歳児未満が675円、3歳児以上が450円とし、施設ごとに児童の人数に応じ支給するものです。3月の入所人員が決定する2月末ごろに、交付事務を進める予定としております。予算上は、3歳児未満934人、3歳児以上1,574人で調整し、計810万円を計上しております。

なお、(ア)、(イ)ともに国の地方創生臨時交付金を財源としてございます。歳入は秘書政策課で担当しております。

次に、(ウ)地域子育て支援センター事業は、市外の企業からいただいた寄附金、歳入は、

こちらも秘書政策課が担当してございますが、寄附者の意向に沿い、こどもセンターにおいて使用する玩具等の購入費 46 万 5,000 円として活用するものでございます。

(エ) 一般行政経費（中学校施設）につきましては、歳入の（ア）で説明いたしました寄附金 7 万円を、寄附者の意向に沿い、東和中学校の備品購入費を計上するものでございます。

(オ) 一般行政経費（育英）については、歳入の（イ）で説明いたしました寄附金 100 万円を、寄附者の意向に沿い、奨学基金の貸付原資として活用するものでございます。

以上で報告を終わります。

○佐藤教育長

只今の報告について、質疑のある方はございませんか。役重委員。

○役重委員

先ほどご説明いただいた物価高騰対策についてです。国の臨時交付金が財源であるということですが、こうしたメニューとして示されているものなのか、それとも、自治体ごとの発案に基づいているのかという、交付金の使い方をお伺いしたいと思います。

○佐藤教育長

菅野教育部長。

○菅野教育部長

国からは、趣旨に従って使えるということできておりますが、こういった事業に使えるということで、例を示されてございます。例えば、給食費の値上がり分を交付金で充てるということも、メニューでは示されてございます。

○佐藤教育長

その他ありませんか。質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。

(はい)

○佐藤教育長

「質疑なし」と認め、只今の報告に対する質疑を終結いたします。

次の事項、令和 4 年度第 3 回笹間第一小学校・笹間第二小学校統合準備委員会の開催結果について、事務局から報告をお願いいたします。小原教育企画課長。

○小原教育企画課長

報告事項の 2 件目、令和 4 年度第 3 回笹間第一小学校・笹間第二小学校統合準備委員会の開催結果につきまして、ご報告させていただきます。

昨年度から通算 4 回目となる準備委員会につきましては、11 月 1 日に、笹間第一小学校体育館で開催されました。この結果についてご報告をさせていただきます。

お手元の資料 No. 2 をご覧ください。11 月 15 日号として笹間地区の全世帯に配布し、市のホームページにも公表しております、準備委員会だよりでございます。

今回は、前回 6 月 28 日の令和 4 年度第 2 回準備委員会以降に開催されました 4 つの専門

部会の会議の結果について報告があり、質問、意見はなかったところがございます。かいつまんで内容をご紹介します。

両校の校長先生で構成する学校経営部会では、この間、3回の会議を開催する中で、学校経営デザイン案などの検討のほか、資料の写真にもありますとおり、統合後の運動着や上履きを決定いたしました。それから、2校合同によるPTA説明会の開催についての検討、そして、平成10年に笹間第二小学校が姉妹校を締結し、その後交流を続けてきた米国ホットスプリング市「ファウンテンレイク小学校」との交流を、統合後の笹間第一小学校においても継承していく予定という旨の報告がありました。

副校長と教務主任等で構成する教育課程部会では、統合後の生活のきまりや委員会活動、日課表作成等の検討や、両校児童による交流事業、まなび交流学習事業の様子を確認し、子どもたちが統合後に不安なく迎えられるよう取り組んでおります。

地区の教振やコミュニティ会議等の代表者による地域連携部会では、2回の会議を行う中で、ふるさと学習の取り組み内容について、これまで両校が取り組んできた事業について学校と地域の役割分担を整理してございます。特に、笹間第二小学校では、これまで、「雪っこまつり」という雪上運動会や地区民大運動会、クロスカントリーなどの特徴的な行事が、学校と地区教振が一体となって行われてきました。今後、こうした事業を、誰がどのように行っていくかといった、具体的な検討、協議を進めていく予定としております。

事務職員で構成する管理・事務部会では、笹間第二小学校の備品の移設等について、事務レベルでの検討を行ってございます。

このほか、一番最後のページの裏面の写真につきましては、円滑な統合に向けた準備の1つとして、新たにスクールバスを乗り入れることとなります。笹間第一小学校の駐車場の舗装、そして、経年劣化で若干傷んでおりました南側外壁の修繕を、夏休みを中心にを行い、完了した旨を地域の皆様にも併せてお知らせしております。

次回の準備委員会は、今後行われます専門部会の会議の進捗も見ながら、2月頃を予定しております。この時点までにしっかりと準備が整った場合には、この際に併せて準備委員会の解散総会も行う予定としてございます。報告は以上でございます。

○佐藤教育長

只今の報告について、質疑のある方はございませんか。

現時点で、閉校式は3月18日を予定しているということです。

その他ありませんか。質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。

(はい)

○佐藤教育長

「質疑なし」と認め、只今の報告に対する質疑を終結いたします。

次の事項、花巻市いじめ問題対策連絡協議会等の設置について、事務局から報告をお願い

いたします。及川学校教育課長。

○及川学校教育課長

報告事項の3件目、花巻市いじめ問題対策連絡協議会等の設置についてご報告いたします。資料No.3をご覧ください。

経緯等でございますが、いじめ防止対策推進法では、重大事態が発生した場合は、教育委員会又は学校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うものとしております。

「花巻市いじめ防止等のための基本的な方針」では、教育委員会の下に附属機関である「いじめ問題調査委員会」を必要に応じて設置し、調査を行うことを規定しておりましたが、その設置の根拠となる条例は未整備でございました。

そこで本年度発生した事案では、速やかに調査を開始することを可能にするために、「花巻市教育委員会いじめ問題調査会設置要綱」を定め、調査会を設置し調査を開始することといたしました。

自治体が設置する各種の委員会等は、要綱に基づき設置する事例も見られるところがございますが、基本的には地方自治法が規定する附属機関として、条例により設置すべきものと指摘されておりますので、この機会に条例を整備することといたしました。

条例の案につきましては、資料の3ページから8ページでございます。

「花巻市いじめ問題対策連絡協議会等条例案」を、花巻市議会12月定例会に提出いたします。この条例によって、3つの組織を設置しようとするものでございます。

花巻市いじめ問題対策連絡協議会、こちらはすでに設置している機関になりますが、現在、要綱設置でございますので、条例設置に移行するというところでございます。

花巻市いじめ問題調査委員会は、新設となります。花巻市いじめ問題再調査委員会も、新設となります。

条例制定後の移行につきまして、要綱設置による現行の調査会は、条例の施行、令和5年1月1日を予定してございますが、こちらに伴い、調査委員会に移行することとしてございます。以上でございます。

○佐藤教育長

只今の報告について、質疑のある方はございませんか。役重委員。

○役重委員

第12条、13条の、今回新設する調査委員会ですが、委員6名をもって組織するとあります。設置ということになりますと、当然、急を要する事案、形での設置が想定されますので、あらかじめ委員は想定しておく必要があると思うのですが、委嘱の考え方について今のところどのような方針でいらっしゃるのかということをお聞きしたいと思います。

○佐藤教育長

及川学校教育課長。

○及川学校教育課長

現在、調査会を要綱で設置しておりますので、最初の委員は、現在の調査会の委員をそのまま委員として委嘱する形にしたいと思っております。委員の任期は2年ですが、特例を設けており、最初の委員のみ令和6年3月31日まででございます。それ以降につきましては、医師会や弁護士会等の団体に依頼し、推薦をいただくことを想定しております。

○佐藤教育長

役重委員。

○役重委員

協議会は15名の構成になっていますが、その中から特任をお願いするということでしょうか。

○佐藤教育長

及川学校教育課長。

○及川学校教育課長

協議会も条例設置により、新たに委員を委嘱することになりますが、協議会は、教育委員会から選んだ方を委嘱しております。調査委員会の公平性・中立性という部分に疑念が持たれることにも繋がりますので、連絡協議会の方々がそのまま調査委員会の委員ということではなく、別の方を委員に置く形になると思います。

○佐藤教育長

熊谷委員。

○熊谷委員

いじめ問題調査委員会と再調査委員会がありますが、端的に違いについて詳しく説明いただきたいです。

それから、再調査委員会の委員は、調査委員会の委員とは別なメンバーと認識してよろしいですか。

○佐藤教育長

及川学校教育課長。

○及川学校教育課長

いじめの重大事態が発生した場合は、まず必ず調査を行わなければならないということでもあります。調査は、学校か教育委員会のどちらで行うかということ、まず教育委員会が決めることになります。

教育委員会が調査を行う場合は、第三者委員会、ここでいう調査委員会を設置して調査を行うことになります。調査結果につきましては、市長に報告することが法で規定されておりますが、その報告を受けた市長が、再調査が必要であると認めた場合は、市長の下に附属機関を設置し再調査を行うことができます。その組織が再調査委員会ですが、こちらはまた別のメンバーとなりますので、この条例が施行された際には、教育委員会が依頼して設置する調査委員会と、担当課である市長部局の総務課で依頼した再調査委員会、全く別の組織が2

つ常設となるということでございます。

○佐藤教育長

中村委員。

○中村祐美子委員

委員の方がいらっしゃって、いじめ問題対策連絡協議会で協議されるということですが、どれくらいの頻度で行われるなどの規定はありますか。

○佐藤教育長

及川学校教育課長。

○及川学校教育課長

現在、いじめ問題対策連絡協議会は年2回行われておりますので、その枠組みを条例制定後も引き継いで、年2回行うことを想定してございます。いじめの防止等に関する機関、団体の連携を図るための会議でございますが、2回行いたいと思っております。

○佐藤教育長

中村委員。

○中村祐美子委員

そうしますと、例えば、学校でいじめが発生したときに、それを調査するかしないかということは、教育委員会で決定を下すということですが、その場合、協議会は、その決定にどの程度関与することになるのでしょうか。

○佐藤教育長

及川学校教育課長。

○及川学校教育課長

重大事態が発生した場合は、必ず調査をするということですので、調査をしないという選択肢はございません。教育委員会が、学校の下に調査機関を設置するか、教育委員会の下に調査機関を設置するかを決めるということでございます。

いじめ問題対策連絡協議会に諮って決定いただくということは、現時点では想定してございません。

○佐藤教育長

中村委員。

○中村祐美子委員

よく理解できていないかもしれないので、整理させていただきます。重大事案が発生した場合には、教育現場か教育委員会で調査をするかどうかを決定するということですね。もし、調査をするという決定が下された場合に、協議会はそれにどのように関与していくのでしょうか。特にそこには関与せず、調査をしたという事実だけを確認することになるのですか。

○佐藤教育長

及川学校教育課長。

○及川学校教育課長

調査自体に関与することはおそらくないかと思いますが、その事案についての報告は当然させていただくことになると思いますし、再発防止策についてご議論いただくこともあるかと存じます。

○佐藤教育長

中村委員。

○中村祐美子委員

いじめは、日常的にもよく耳にすることなのですが、重大な事案かどうかということは、何が基準になるのですか。

今、小学校でも何件かいじめが起きていると聞こえてきます。調査が行われているかどうか、私たちではわからないのですが、傍から聞くとすごく重大な事案には感じるものの、学校側もしくは教育委員会側で重大な事案として取り上げられない場合、そのままいじめが残ってしまうリスクがあると思います。重大な事案かどうかの判断基準があれば教えてください。

○佐藤教育長

及川学校教育課長。

○及川学校教育課長

資料No.3の2ページをご覧ください。

重大事態には、1号事案と2号事案がございます。1号事案が、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。2号事案が、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときであります。相当期間とは、ガイドラインでは概ね30日程度と示されております。

もちろん、これに該当しないようないじめであっても、学校にはいじめ対策組織が必ず設置されることになっておりますので、いじめを認知した際は、対策組織で組織的に対応に当たっているということで、教育委員会にも報告をいただいております。また、解消したかどうかの日安として、概ね3か月後に、いじめが継続していないかどうか、学校が直接、保護者及び当該児童生徒に確認するというので、解消したかどうかの確認漏れがないかを、教育委員会でもチェックしてございます。

○佐藤教育長

中村委員。

○中村祐美子委員

ありがとうございます。

○佐藤教育長

事案によって様々ですので、曖昧に見えるかもしれませんが、重大性の認識が最も大事だと思っております。ほかにございませんか。役重委員。

○役重委員

中村委員のご質問にもありましたように、いじめ防止対策推進法があり、法の枠組みの中で今回の条例設置ということだろうと思います。重要な条例だと思いますので、全体の枠組みをもう少しわかるような形で、資料などをご準備いただくとよかったのかなと思いました。

それからもう1点、調査委員会についてです。これも法の枠組みで規定があるかと思うのですが、調査委員会の議事内容の公開性、透明性、委員委嘱や基準の透明性、それから、被害者やその保護者が、どのように情報にアクセスできるのかとか、そういったことが毎回話題になります。ですので、そのあたりは、もちろん個人情報ということを前提としつつも、どのようなお考えで委嘱、議事、運用をされることになるのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○佐藤教育長

及川学校教育課長。

○及川学校教育課長

公平性、中立性を保つことは、非常に大事なところだと思います。

まず、委員の委嘱につきましては、こちらから指名させていただくのではなくて、それぞれの団体に派遣を依頼するということで、団体で選んでいただいた方を委員として委嘱する形にしたいと思います。

当然、被害児童生徒、あるいは保護者に寄り添った形での調査が求められると思いますので、調査の方針、内容につきましては、事前に保護者、当該児童生徒に説明し、ご納得いただいた上で調査を行うことが必要なものと思っております。

調査内容の公表については、もちろん、事案によっては一律公表というわけにはいかないと思いますが、再発防止等の目的で、必要であると調査委員会で認めた場合は、当然、公表も想定しております。

○佐藤教育長

役重委員。

○役重委員

実際には、当然様々な問題が付随してくると思います。いろいろな調査委員会の運用事例を勉強されていると思いますので、ぜひ慎重に部内検討をして進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長

ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

(はい)

○佐藤教育長

「質疑なし」と認め、只今の報告に対する質疑を終結いたします。

次の報告、教育委員会関連行事につきましては、お手元に配布いたしました日程表によりまして報告に代えさせていただきます。

また、本日、花巻市博物館から共同企画展の情報提供がありましたので、チラシをご覧くださいただければと思います。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

本日の教育委員会は、これをもって閉会といたします。ありがとうございました。